

学校教育課からのお知らせ

●相談ください。指定校変更手続き

市内の公立小・中学校への就学は、住所地により指定された学校(指定校)に就学することになっていますが、相

希望校と協議して、変更が可能か判断します。なお、変更のときには、申請書と変更理由に添じた書類の提出が必要となります。

●就学援助制度の案内
●新入学児の保護者の皆さんへ
今春、小学校に入学するお子さんのいる家庭に、ハガキで入学通知書を送付します。

日常生活用具 購入費助成事業

市では、在宅の65歳以上の方に、左記の品目について日常生活用具購入費を助成しています。

◆対象品目

- ① 老人福祉車(シルバーカー)
② 小型暖房器具(パネルヒーター、クイックヒーター、ハロゲンヒーター等)
③ 電磁調理器
④ 火災警報器
⑤ 自動消火器

◆対象要件

- ① 満65歳以上の方で、歩行に際し杖等が必要とする方
② 満65歳以上の方で、暖房器具が必要な方
③ ④ おおむね65歳以上のひとり暮らし等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮及び支援が必要な方で、市民税が非課税の方

◆助成額(限度額)について

- ①、② 購入費の2分の1(7,500円まで)
③ 購入費に対して1万円まで
④ 購入費に対して7,000円まで
⑤ 購入費に対して1万2,000円まで

◆問合せ

健康増進課 ☎(25)3512

こころの体温計
スマホ・携帯電話こちらから
https://fishbowlindex.jp/tochigi/
本人モード
ご本人の健康状態や人間関係、住環境などのストレス度や落ち込み度が、水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

総合支所健康福祉課にあり

市ホームページからダウンロード(可)に必要な事項を記入の上、対象品目の領収書購入後1年以内のもの)と、対象者の印鑑・通帳を持参の上、左記へ。※お住まいの地域にて手続きください。

◆問合せ

- 本 高齢福祉課 ☎(21)2242
大 健康福祉課 ☎(43)9203
藤 健康福祉課 ☎(62)0904
都 健康福祉課 ☎(29)1103
西 健康福祉課 ☎(92)0310
岩 健康福祉課 ☎(55)7780

身体障がい者巡回相談

とちぎリハビリテーションセンターによる医師(整形外科)とリハビリ専門職による、障がいについての医療相談・リハビリ相談など。

◆日時

2月18日(木)14時~16時

◆場所

壬生町保健福祉センター(壬生町大字壬生甲)

◆対象

身体障がい(肢体不自由)のある方

◆定員

若干名(先着順)

◆参加費

無料

◆申込

2月8日(月)まで

◆問合せ

- 本 社会福祉課 ☎(21)2203
大 健康福祉課 ☎(43)9202
藤 健康福祉課 ☎(62)0904
都 健康福祉課 ☎(29)1103
西 健康福祉課 ☎(92)0309
岩 健康福祉課 ☎(55)7759

栃木市不妊治療費助成制度・不育症治療費助成制度

国内の医療機関において不妊治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

国内の医療機関において

不育症と診断され医師による不育症治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆問合せ

保険医療課 ☎(21)2137

寄附の御礼

地域福祉基金へ寄附、ありがとうございました。地域福祉の増進に役立ててほしいと、地域福祉基金へ寄附をいただきました。

◆日時

3月1日(火)~7日(月)

◆問合せ

消防本部予防課 ☎(22)0119(代)

◆問合せ

本 社会福祉課 ☎(21)2202

◆ふるさと文化振興基金への寄附、ありがとうございます

市民文化の振興のためふるさと文化振興基金に次の方々から寄附をいただきました。

◆参加費

無料

◆申込

2月8日(月)まで

◆問合せ

- 本 文化課 ☎(21)2495
◎ 東日本大震災にお見舞いありがとうございました
東日本大震災に対する災害義援金をいただきました。
義援金は日本赤十字社を通じて被災地に送ります。
・石川 猛 様

地域福祉増進のための寄附、ありがとうございます

国内の医療機関において不妊治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆問合せ

市民生活課 ☎(21)2123

東京電力常備職員労働組

合栃木総支部栃木南支部小山班・栃木班 様
タオル 108本

◆問合せ

本 社会福祉課 ☎(21)2202

平成28年 春季全国火災予防運動

火災予防思想の一層の普及と火災による死傷者や財産損失の減少を目的に全国で展開されます。

◆日時

3月1日(火)~7日(月)

◆問合せ

消防本部予防課 ☎(22)0119(代)

◆問合せ

本 高齢福祉課 ☎(21)2253

◆問合せ

大 健康福祉課 ☎(43)9203

◆問合せ

藤 健康福祉課 ☎(62)0904

◆問合せ

都 健康福祉課 ☎(29)1103

◆問合せ

西 健康福祉課 ☎(92)0310

◆問合せ

岩 健康福祉課 ☎(55)7780



住宅用火災警報器は取り付けただけではダメ!説明書に記載された点検時期や方法で点検を行ってね。またホコリなどで汚れしていたら乾いた布などで拭き取り、お手入れも忘れないでね!!

要介護認定者に係る障がい者控除対象者認定

要介護認定(要介護1から5)を受けた65歳以上の方が、身体等の状況が障がい者手帳をお持ちの方と同等と認められる場合は、障がい者控除対象者認定を受けることができます。この認定を受けると、本人または扶養者の

確定申告や市県民税申告の際に、障がい者控除または特別障がい者控除を受けることができます。

認定書の提示が必要。認定を希望する方は、左記問合せの窓口にて申請してください。

◆申請に必要なもの

介護保険証(黄色)
印鑑(申告する方及び要介護認定者本人のもの)
○既に各種障がい者手帳の交付を受けている方は、申請の必要はありません。

◆問合せ

本 高齢福祉課 ☎(21)2253

◆問合せ

大 健康福祉課 ☎(43)9203

◆問合せ

藤 健康福祉課 ☎(62)0904

◆問合せ

都 健康福祉課 ☎(29)1103

◆問合せ

西 健康福祉課 ☎(92)0310

◆問合せ

岩 健康福祉課 ☎(55)7780

◆問合せ

本 市民生活課 ☎(21)2123

井戸水使用世帯の下水道使用料や農業集落排水施設使用料の届出

○下水道を利用している世帯で井戸水を使用している場合は、使用人数により下水道使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となります。

◆問合せ

○農業集落排水を利用している世帯は使用人数により農業集落排水施設使用料が決まります。人数が変更になったときは、人数の変更届の提出が必要となります。

◆問合せ

本 市民生活課 ☎(21)2123

